

令和 7(2025)年度

外部評価報告書

令和 7(2025)年 5 月



SHOKEI

尚綱大学
尚綱大学短期大学部

目 次

内容

I 外部評価委員名簿.....	3
II 外部評価委員による評価.....	4
(1) 総評.....	4
(2) 評価できる点.....	4
(3) 改善活動への助言・提言・質疑応答.....	4
III 参考資料.....	8
尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会規程.....	8

I 外部評価委員名簿

氏名	職名
小野 友道	医療法人城南ヘルスケアグループ くまもと南部広域病院 理事長
水元 豊文	国立大学法人熊本大学 理事・副学長
河村邦比兒	株式会社 熊本日日新聞社 代表取締役 会長
遠藤 洋路	熊本市教育委員会 教育長
上田 哲也	熊本県商工労働部 部長
坂本 憲昭	熊本県立済々黌高等学校 黌長

II 外部評価委員による評価

(1) 総評

令和7年4月22日(火)、令和7(2025)年度尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会を開催し、尚絅大学及び尚絅大学短期大学部(以下、「同大学」という。)の令和7年度自己点検・評価の結果について点検・評価を行った。併せて、同大学の教育・研究等の質の向上と改善に資する助言及び提言を行ったため、本報告書にその要旨を取りまとめることとした。

今回の外部評価委員会では、評価対象年度を令和6年度とし、同大学の『令和7(2025)年度自己点検評価書』に記載された基準1「使命・目的等」、基準2「内部質保証」、基準3「学生」、基準4「教育課程」、基準5「教員・職員」、基準6「経営・管理と財務」、基準A「地域連携」、特記事項の8項目について検証を行った。

その結果、同大学がまとめた『令和7(2025)年度自己点検評価書』には、事実の説明、自己評価及び改善向上方策等が的確に整理されており、概ね自己点検・評価は適切に実施されていると判断する。

今後は、外部評価委員会の意見を十分参考とし、今年度の業務改善に役立てることを期待する。それにより、同大学がさらなる発展を遂げることを願うものである。

なお、今年度の外部評価委員会では、同大学の九品寺キャンパス視察を行い、同大学の教育・研究の現場を見ることにより、評価の視点がより明確となったことを追記する。

(2) 評価できる点

- ・大学の知的資源を社会に還元する取組みとして、くまモン学を基盤にしたOM05熊本by星野リゾートとの連携協定や、フードドライブ、天草地区漁業士会との活動などがある。これらの取組みは、学生が大学時代に多くの接点を持てる機会を提供している。これらの活動をさらに増やすことで、学生の就職先の選択肢が広がり、社会からの尚絅大学・短大への評価も向上し、ウィンウィンの関係が築けるのではないかと。
- ・学生の意見・要望について、意見箱や各種アンケート、学生との意見交換会等を通じて把握し、改善に努めている姿勢は評価できる。
- ・近隣県からの進学者をターゲットとした施策の有効性について言及があり、寮完備等の環境整備が魅力として評価できる。
- ・九品寺キャンパス1号館10階ホールは、設備・環境ともに素晴らしく、多目的な活用が期待できる。
- ・少人数教育の特徴を利点として活かしている点は評価できる。

(3) 改善活動への助言・提言・質疑応答

<質疑応答>

- ・現代文化学部の収容定員充足率が0.7倍未満である点について、今後どのように取り組んでいくのか。

→令和8年度以降、入学定員を75名から65名に変更する。また、カリキュラムにも大幅な変更を加えている。特にデータサイエンス分野を大きく拡充し、積極的に取り組んでいく方針を打ち出している。これまで複数設けていたデータサイエンス関連の科目を整理し、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」や「プログラミング認定制度」におけるリテラシーレベルを満たすよう、カリキュラムを再構成している。人文学とデータサイエンスの関わりについて、文系デジタル人材、すなわち人文学に根差したドメイン知識を備えた人材

- を育成し、その上でデータサイエンスを活用できる教育内容に変更する予定であり、このような取り組みを通じて、定員充足にもつなげる。
- ・カリキュラム改善の背景には、18歳以上の人口減少や女子大学・短期大学離れといった構造的な課題がある。これらの変化に対して、大学は10年単位の長期的視点で対応しているか。志願者数は減少傾向だが、魅力的な大学づくりを進めている。今後の環境変化についてどのように捉えているか、また男女共学化についてはどのような方向性を考えているのか、現時点での方針を教えてください。
 - 男女共学については現時点では議題に上がっていない。今後とも定員の充足を重要課題として取り組んでいく。
 - ・現代文化学部の入学定員を10名減らすということは教員の数も減らすのか。
 - 入学定員10名減に伴い、教員が3人から2人で十分対応可能な場合は、補充を行わず、一定期間様子を見たらうえで採用を検討する。
 - ・こども教育学部の在籍学生数が2年間の入学定員合計数の0.5倍未満である点について、今後どのように取り組んでいくのか。
 - 初年度の入学者数は入学定員70名に対して20名であり、これは開設認可後に学生募集を実施したため広報が不十分であったためである。次年度以降は本格的な募集としている。また、今年度は初めて実施した3年次編入学試験で6名の編入生を迎え、入学定員の50%以上(75名中43名)を確保している。しかし、依然として大きく定員割れをしており、広報活動の強化が求められる。保育者を志望する学生の増加を目指し、県との連携で中高生に保育分野への関心を高める取り組みも行う。また、学生の満足度向上に努め、学年を越えた交流や学修支援を行っている。卒業生が出る2年後には、特別支援学校教諭一種免許状取得の強みを活かした専門職への就職がアピールとなることが期待される。
 - 全国的に保育者養成大学は増えているが、志願者減少という課題に直面している。しかし、保育者への需要は今後も安定していると考えており、本学では熊本県庁と連携し、就職促進支援事業を行っている。オープンキャンパスを通じて高校生や保護者に保育者養成の重要性を伝え、教材の提供も今後の課題である。こども教育学部は開設3年目を迎え、高校生との接点が増えた。今年度は学生がSNSを活用した広報活動を提案しており、その活動を支援しながら、3つの免許・資格の取得の強みを積極的にアピールする予定である。
 - ・SA制度(ピアサポート)について、どのように対応しているのか。
 - 学生がSAとして活動することで、自分の知識やスキルを教え合ったり、一緒に学んだりできるし、経済的支援の役割も果たす。本学では、留学生へのチューターがおり、語学学習を支援している。さらに、図書館ではアルバイトとして学生を採用し、司書を目指す学生が実践的な経験を積めるようにしているので、これらの制度が、SAに相当すると考えている。
 - ・九品寺キャンパス・武蔵ヶ丘キャンパスのバリアフリーについて、どのような対応を考えているのか。
 - 九品寺キャンパスのバリアフリー対応については、7号館を含め、原則として垂直移動を確保している。エレベーターが設置されている建物を通路でつないでおり、垂直移動ができない建物はない。ただし、一部の建物(2号館、3号館)では、接続部分に2~3段の段差があり、これらについては長期的に解消していく必要がある。また、建物の前にスロープが設置されていない箇所もあるため、計画的にスロープ整備を進めていく。
 - ・生活科学部の講義型授業の受講者数について、どのような対応をとっているのか。
 - 一般的には、講義では70~80名に対して教員1人、演習では40名に対して1人が望ましいとされている。管理栄養士課程においては、講義も40名程度が望ましいとされているが、講義を70名規模で実施している科目もある。その中でも、一定の学力向上が図られているが、対応の見直しも検討していく。
 - ・意見箱の取扱いについて、公平な対応のため規定化の検討は考えているのか。

- 本学には、両キャンパスに意見箱を設置しており、学生が自分の意見を直接投函できる。意見箱を開封し、寄せられた内容については、学生からのニーズとして逐一对応している。しかし、その運用について規定化していない。これまでは、定期的の開封し、学生に内容を共有していた。また、意見への対応や結果について、どのように学生に還元しているか、そのプロセスも明確にするよう指導を受けたため、今後は、規定を整備し、意見のフィードバック体制も強化していく。
- ・学生が欠席をした際に一部差異があることについて教えて欲しい。
 - 欠席については、学校感染症に指定されている病気以外の場合、公欠や忌引き、病気による欠席であっても、公欠制度の適用はない。そのため、学校感染症に指定されている病気以外の理由による欠席は、すべて通常の欠席として取り扱っている。また、出席が授業回数数の3分の2に満たない場合、成績評価を受ける資格を失うことになっている。このため、学生が忌引きなどを理由に各教員や事務担当者に配慮を依頼するケースがあり、教員の判断によっては出席扱いとなった事例も数件あった。現在、学校感染症以外の欠席については教員の裁量に任されている部分があり、今後は学校全体として明確なルールを検討し、対応していきたいと考えている。
- ・副学長及び学長補佐の組織上の位置付けや役割を明確にし、機能させるために明文化が望まれる点について、今後どのように対応していくのか。
 - 副学長と学長補佐の役割の違いを明確にしなければならない。副学長がいないことについては、以前、理事長が学長を兼ねていた時期には、副学長を設置して対応していた。しかし、学長が教務や教育に専念する体制となったため、副学長を置かない形で約10年間運営してきた。今後は、この方針についても方向性を明確に示し、明文化していく必要がある。
- ・収入面や財務関係について、開設したばかりの尚綱学園みらい募金について、全国平均1.2%という数字も踏まえて、その状況について教えてほしい。また、併せて人件費についても伺いたい。
 - 尚綱学園みらい募金は現在3年目に入っており、125周年記念募金から継続的に寄付をお願いしている。学園関係の団体と共に寄付活動を行い、安定的に年間1,000万円程度の予算を確保している。人件費依存率は全国平均より約20%高く、経営を圧迫している。現在の最大の施策は、学生数を増加させることで、附属こども園から大学までの全体で収入を増やし、依存率を低減することを目指している。人件費の抑制が難しく、職員数の抑制を進めているものの、収入増加と支出削減のバランスが十分に取れていないのが現状である。

<助言・提言>

- ・高校訪問は、パンフレットだけでなく対面での説明活動が重要である。
- ・定員充足は難しい課題であり、「学びの内容」や「教育の工夫」を受験生にどう理解してもらうかが重要である。最終的に入学を決めるのは生徒本人と保護者であり、ターゲットを明確にする必要がある。少人数指導で成果を上げているため、広く浅く訴求するよりも「来てくれる可能性のある生徒」に焦点を当て、効果的にアピールする戦略が大切である。また、紙媒体だけでは伝わりにくいため、SNSやInstagramを活用し、興味を持ってもらい、そこからさらに深く知ってもらう流れを作ることが重要である。最近では生徒がTikTokやショート動画に詳しく、若手職員が中心となり動画制作を行っており、高校生の声を反映させたPRが有効となった事例案もある。
- ・尚綱大学では90%以上の学生が県内から進学しているが、立地や寮の整備状況は評価するものがあるので、近隣県の若者にも魅力的に映り、そのような生徒に「ここに行きたい」と思わせるためには、SNS投稿やリールで効果的にアピールすることが重要である。

・今の学生は、高校生の中から一人一台の端末を使い、フォームズなどのツールに慣れ親しんでいる。実際に意見箱に手書きで意見を入れるのは、少しハードルが高いと感じるため、ネットを通じて気づいたことを集めることで、学生の生の意見をより効果的に聞けるのではないか。最近の学生はこうしたツールを用いた発信に慣れているため、工夫すれば、さらに良い点が見えてきて、改善が進むと感じている。

令和7年 5月15日

外部評価委員会委員長 小野 友道



Ⅲ 参考資料

尚綱大学・尚綱大学短期大学部外部評価委員会規程

(設置)

第1条 尚綱大学・尚綱大学短期大学部（以下、「本学」という。）に、尚綱大学学則第74条第2項、尚綱大学短期大学部学則第76条第2項及び尚綱大学・尚綱大学短期大学部自己点検・評価規程第3条第2項に基づき、尚綱大学・尚綱大学短期大学部外部評価委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学が実施した自己点検・評価の結果について評価し、本学の教育・研究等の質の向上と改善に資する提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、若干名の委員をもって組織する。

2 委員は、学外の学識経験者の中から学長・学長補佐会議において候補者を選出し、学長が決定のうえ委嘱する。

3 学長は、委員の氏名・所属・職名等を、尚綱大学・尚綱大学短期大学部自己点検・評価委員会（以下、「自己点検・評価委員会」という。）に通知する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が委嘱する。

3 委員長は委員会の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の業務を代行する。

(外部評価の実施)

第6条 委員長は、学長と協議のうえ、委員会を招集する。

2 委員長は、学長及び本学の教職員を委員会に出席させ、説明を求めることができる。

3 委員会は、第2条に基づき本学が実施した自己点検・評価の結果について評価し、提言を行う。

4 事務担当は、前項に定める委員会の意見を外部評価報告書にまとめ、委員会の承認を得なければならない。

5 委員会は、外部評価報告書を学長に提出する。

6 学長は、外部評価報告書を自己点検・評価委員会、大学・短期大学部評議会、常勤理事会、評議員会及び理事会に報告した後、公表する。

7 学長は、外部評価の結果を次年度の事業計画に反映させるなど業務改善に努める。

(委員への謝金及び交通費の支払)

第7条 委員に支払う謝金及び交通費は、非常勤講師・非常勤職員規程に準じる。

(所管)

第8条 委員会の事務の所管は、大学企画室とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、自己点検・評価委員会の議を経て、学長の決裁により行うものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年5月24日から施行する。